

【設例 2 - 1 決議取消しの提訴権者と決議取消しの効果】

Q 1 本件総会に関して、いかなる事実が取消事由となるか

- (1) 取締役会設置会社である P 社が株主総会を招集するには、取締役が、株主総会の日の二週間前までに、株主に対して会議の目的たる事項を記載した招集通知を発しなければならない (299 条 1 項)。
- (2) それにもかかわらず、本問定時株主総会では、株主 E・G への招集通知漏れがある。
※) F は無議決権株主なので、招集通知を送る必要がない (298 条 3 項、298 条 2 項かつこ書き)。
- (3) よって、299 条 1 項の手続に反するため、831 条 1 項 1 号の株主総会の「招集の手続」が法令に違反した場合にあたり、総会決議取消しの訴えをすることが考えられる。

(1) 決議取消しの提訴権者

Q 2 ~ 5 以下の者たちは提訴権を有するか。

【問題となる提訴権者たち】

- (ア) A B C = 取締役 (イ) E = 総会後に株式を全て譲渡した株主 (Q 3)
(ウ) H = 総会後に株式を譲り受けた株主 (Q 3) (エ) F = 議決権のない株主 (Q 4)
(オ) G = 招集通知を受けなかった株主 (カ) I = 招集通知が適法になされた株主 (Q 2)
(キ) J = 総会時に任期満了した取締役 (Q 5)

(ア) 【Q】取締役は提訴権を有するか。

- ・ A B C は、現在取締役であるから提訴権を有する (831 条 1 項)。

(イ) 【Q】株主総会後に株式を全て譲渡した株主は提訴権を有するか。

以下の通り、提訴権を有しない。

- (1) 《形式的理由》 E は、もはや「株主」ではない
- (2) 《実質的理由》 株式をすべて譲り渡したのであれば、総会決議の公正を求める利益を有さない。

(ウ) 【Q】総会後に株式を譲り受けた株主

- (1) 決議時に株主であることは提訴要件として必要とされていないため、提訴期間内に株主たる地位に就けば、提訴権者となれる (提訴権が追完される)。
- (2) 決議取消しの訴えは、決議の日から三箇月以内に提起しなければならない (831 条 1 項) から、H は E から、本問定時株主総会の日から三箇月以内に所有株式を譲渡されていれば提訴権を有する。
(⇒つまり、株式の譲渡の時から提訴期間がリスタートするわけではない。)

(エ) 【Q】議決権のない株主

【Q】議決権を有しない株主はそもそも提訴権者たりえるか。

《判例》決議の取消提訴権は、議決権があることを前提とする共益権である。よって、議決権を有しない株主はそもそも提訴権者たりえない。

(オ) **【Q】 自己の利益が害された株主**

現在株主であるから、提訴権が認められる。

(カ) **【Q】 自己の利益が害されたわけではない株主**

- (1) 《形式的理由》 831 条 1 項の株主等（828 条 2 項 1 号）には何も限定がない。
- (2) 《実質的理由》 また、株主総会決議取消しの訴えは、**法令・定款を遵守した会社運営による公正な決議を求める共益的な訴訟**であるので、自己の利益が害されたわけではない株主も提訴権を有する。

百選 36：最高裁昭和 42 年 9 月 28 日

(キ) **総会時に任期満了した取締役**

【Q】 本問定時株主総会の日に任期が満了し、再任もされなかった I は提訴権を有するか。

- (1) 現在取締役でないとしても、取締役に欠員が生じた場合の 346 条 1 項が適用される取締役も提訴権者に含まれるから（831 条 1 項後段）、I がこの場合にあたらないかが問題となる。
- (2) この点について、取締役会設置会社において、取締役は 3 人以上でなければならない（331 条 4 項）
ア. I の他に 3 人以上の取締役がいる場合は、欠員が生じた場合の規定 346 条 1 項は適用されない。
イ. I の他に取締役が 3 人いない場合、**決議取消しにより取締役に欠員が生じた場合に**あたり、任期満了後の取締役は、**新たに選任された役員が就任するまで役員としての権利義務を有することになる（346 条 1 項）**。I は新たに選任された役員が就任するまで役員としての権利義務を有する。
- (3) よって、この場合には、I は提訴権を有する。

(ク) **【Q】 退任した取締役**

D は、本問定時株主総会時にすでに退任していたならば、決議取消しによって権利義務を有する取締役（346 条 1 項、831 条 1 項後段）にあたることはないので、提訴権を有しない。もっとも、I と同様に本問総会時に任期満了したのであれば、(カ) と同じ。